

平成22年度食品衛生月間実施結果

実施事項	実施対象の名称及び人数	実施内容	実施効果	備考
報道機関への情報提供及び資料の提供	県民	8月は食品衛生月間であり、それに伴い各保健所において行う事業について周知した。	8月が食品衛生月間であることが周知された。	保健衛生課
広報活動				
街頭キャンペーン	まつり観覧者(対象者約2000人)	祭り会場において、「正しい手洗いの普及・啓発」のうちわを配付(1000枚)。「手洗いの歌」をCDで流しながら「手洗いおどり」を実施。手洗いパネルを作成し展示	子供から年輩の方まで楽しみながら正しい手洗い方法を知ってもらうことができた。	保健所(五所川原)
	管内住民等(チラシ等配付枚数3850枚)	ショッピングセンター等で食品衛生予防啓発チラシ及び啓発物品の配布 臨時食品衛生相談コーナー開設	広く消費者に対して食品衛生思想の普及啓発を行うことができた。	保健所(東地方、弘前、八戸、上十三、むつ)
広報車による巡回	管内住民等	広報車の巡回	多くの消費者に食品衛生思想を普及することができた。	保健所(東地方)
立て看板、垂れ幕等の設置	管内住民等	県庁及び保健所の入口に看板、垂れ幕、のぼりを設置	期間を通して継続的に食品衛生月間及び食中毒防止に関する周知ができた。	県庁、保健所(八戸、弘前)
食品衛生講習会	産直施設への加工品出品者13名	食中毒予防及び食品の営業許可制度について	食品衛生及び関係法令について周知できた。	保健所(上十三)
	臨時飲食店営業者30名	臨時飲食店営業に係る食品衛生	臨時飲食店営業に係る衛生管理について啓発ができた	
	学校給食センター職員42名	大量調理施設における食中毒予防	大量調理に係る衛生管理について啓発ができた。	
食品営業施設の集中監視	産直施設4施設の監視	衛生管理体制の調査及び衛生監視	食品の衛生的取扱い及び適正表示について啓発できた。	保健所(東地方)
	魚介類販売業及び食肉販売業監視	食品の低温管理と衛生的取扱いについて指導	腸炎ブドウ球菌及びカンピロバクター食中毒について、予防対策を周知できた。	
	臨時飲食店営業施設48施設	祭りに出店する臨時飲食店営業に対する監視指導	食中毒予防を直接営業者に指導することで、効果的な啓発ができた。	保健所(弘前)
	仕出し・弁当22施設	夏期における食品の取扱いについて重点的に監視指導		
	大型食品販売施設、産直施設及び市場監視(128施設)	大型食品販売施設、産直施設及び市場における適正表示、保管方法等についての監視指導	衛生的な販売方法や適正な表示等の重要性について、再認識させることができた。	保健所(八戸)
	臨時飲食店営業者に対する監視指導259施設	夏祭り、朝市等に出品する臨時飲食店営業者に対するチラシの配付	営業許可、取扱い品目、施設基準等について周知し、法令遵守を指導	
	臨時飲食店営業(158施設)	夏祭りに出店する臨時飲食店に対する監視指導	営業許可が必要な食品の取扱いについて、周知が図られた。販売される食品について適正表示が徹底された。	保健所(五所川原)
食品関係営業184施設	観光地の営業施設を監視	観光シーズンを前に食品衛生知識の普及ができた。	保健所(上十三)	
新聞への食中毒予防記事の投稿	管内新聞購読者	食中毒防止啓発記事の掲載	広く食品衛生の普及啓発ができた。	保健所(八戸)